

協議資料(1)

(更新登録)

一般財団法人長春会

令和 7 年度第 1 回船橋市福祉有償運送運営協議会

2025 年 4 月 15 日

船橋市長 あて



実施法人名 一般財団法人長春会

自家用有償旅客運送登録申請書（案）の提出について

このことについて、別添のとおり、自家用有償旅客運送の登録申請書（案）を提出いたしますので、船橋市福祉有償運送運営協議会に諮っていただきますようお願いいたします。

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項 目	内 容
1	運送主体	名 称：一般財団法人 長春会 住 所：千葉県船橋市前原東一丁目 16 番 1 号 代表者名：川端 創 連 絡 先：0474094033 (概要) 障害児・者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉向上に関する事業を行い相互扶助のできる地域社会の構築、環境づくりに寄与する事を目的とする。
2	事業内容	運送の対象 船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和 年 月末日現在) 詳細は名簿のとおり <u>イ： 1 人、ロ： 0 人、ハ： 22 人、ニ： 3 人</u> <u>ホ： 9 人、ヘ： 0 人、ト： 4 人 合計： 39 人</u> 輸送拠点 船橋市
3	利用者から收受する対価	運送の対価 初乗り 1270m まで金 250 円の距離制とし、以降 263m 毎に金 50 円を加算する。 (説明) タクシー料金の概ね 1/2 とする。 運送の対価外の対価 迎車料金一律 300 円 待機料金 300 円/15 分 その他 (入会金等) N/A
4	使用する車両の種類	使用車両 <u>ア：寝台車 台、イ：車いす車 台、ウ：兼用車 台</u> <u>エ：回転シート車 台、オ：セダン等 2 台</u> <u>合計： 2 台</u> 使用権原 使用権原使用車両の全てについて、運送主体が使用権原を有している。 複数乗車 ☐あり (下記に内容記入) ☒なし
5	運 転 者	<u>運転者 2 名</u> (内訳) <u>普通二種免許保持者 0 名、普通免許保持者 2 名</u> ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第へ号」のとおり
6	損害賠償措置	保険会社 対人 8000 万円 対物 200 万円
7	管理運営体制	別紙「様式第 7 号」のとおり
8	法令順守	別紙「様式第 3 号、宣誓書」のとおり

(年号) 2025年 4月15日

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿名 称 一般財団法人 長春会
住 所 千葉県船橋市前原東一丁目16番1号
代表者の氏名 川端 創

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 名称、住所、代表者の氏名

名 称 一般財団法人 長春会
住 所 千葉県船橋市前原東一丁目16番1号
代表者の氏名 川端 創

2. 登録番号

3. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

4. 運送の区域

区 域	備 考
船橋市	

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
そよ風ひろば 思いやり	船橋市前原東一丁目16番1号

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
そよ風ひろば 思いやり	所有	()	()	()	()	2 (2)	2 (2)
	持 込	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()	※ ()
	合 計	()	()	()	()	2 (2)	2 (2)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

☐	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
☐	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
☐	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
☐	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
☐	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
☐	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の基準（基本チェックリスト）に該当する者
☐	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

8. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

初乗り 1270mまで金 250 円の距離制とし、以降 263m毎に金 50 円を加算する。

9. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

10. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

利用料金一覧

●運送の対価（距離制、時間制、定額制）

初乗り 1270mまで金 250 円、以降 263m毎に金 50 円

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの走行距離により算出をします。

また、本件申請の運転手は代行運転業の運営経歴があり、当該運転代行の運賃収受については距離計算で行っております。よって、タクシーに搭載される距離計算方式とは異なるものの、実務上車載距離メーターを用いた手計算を行うことに大きな混乱は生じないものであると考えております。

比較表

乗車距離	一般財団法人長春会		
	運賃（円/km）	迎車料金	合計
2 km	400 円	300 円	700 円
3 km	850 円	300 円	1150 円
5 km	1000 円	300 円	1300 円
10 km	2200 円	300 円	2500 円
20 km	4100 円	300 円	4400 円

●運送の対価以外の対価

- ・迎車料金 300 円
利用の依頼を受けて、利用会員宅まで迎えに行く際の料金
- ・待機料金 300 円/15 分
利用者の都合により、車両を待機させた場合の料金
- ・介助料 設定無し
乗降介助に関する部分の料金
- ・付添料 設定なし
添乗員が付き添った場合の料金

その他（例）

- ・福祉車両利用料 設定なし
福祉車両の設備を利用する場合の料金
- ・ストレッチャー使用料 設定なし
ストレッチャーを使用する場合の料金

関東運輸局 千葉運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当法人における役員の全員が、道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までの
いずれにも該当しないことを宣誓致します。

令和 7 年 4 月 15 日

名	称	一般財団法人 長春会
住	所	千葉県船橋市前原東一丁目16番1号
代表者の氏名		川端 創

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称 一般財団法人 長春会

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1	船橋580 ■■■■■■	4	長野建設(株)	長野建設(株)	Nボックス
2	船橋580 ■■■■■■	4	長野建設(株)	長野建設(株)	Nボックス
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

運転者就任承諾書 兼 就任予定運転者名簿

申請者（一般財団法人長春会）が自家用有償旅客運送の登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏 名	住 所	運転免許の種類	
			区 分	種 類
1		市原市	普通	1 種
2		千葉市	普通	1 種
3				種
4				種
5				種
6				種
7				種
8				種

※ 運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び1種・2種）を記載すること。

※ 第2種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第51条の16第1項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

運送の主体（申請者名）	一般財団法人長春会
-------------	-----------

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（そよかぜひろば思いやり）

1. 運行管理・整備管理の体制

(ア) 運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	資格の種類	委託	協力
1	川端創		運行管理者		
2					
3					

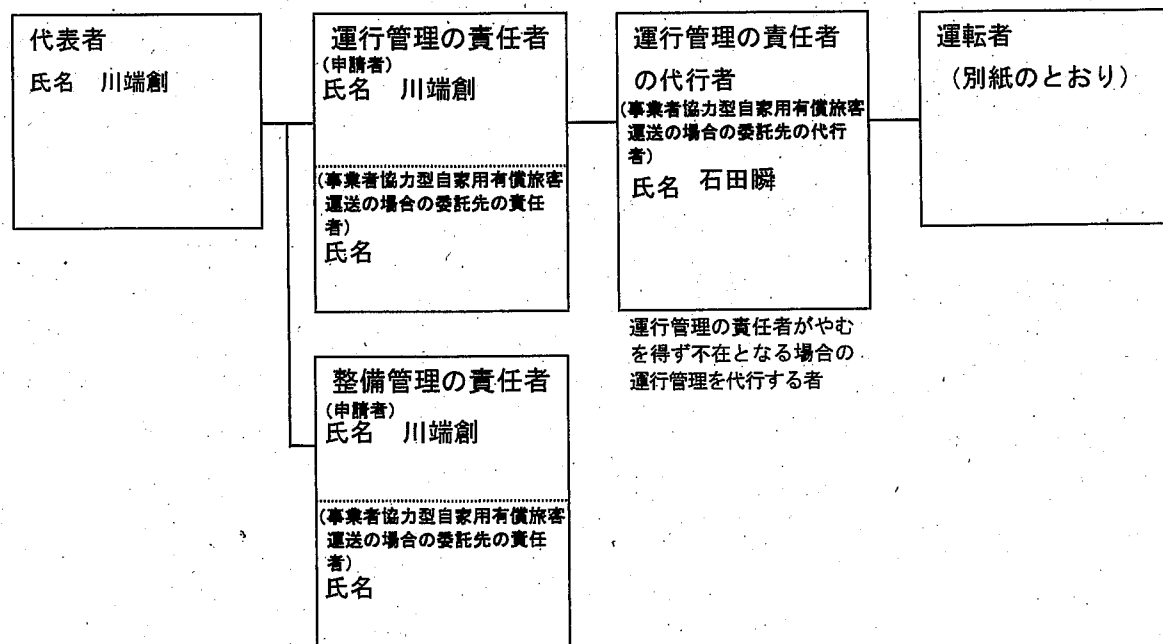
- 乗車定員11人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員10人以下の車両を5両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあつては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第51条の17第2項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法23条第1項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は、受託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に○印を記載するものとする。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、協力事業者における運行管理者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(イ) 整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏 名	住 所	協力
1	川端創		
2			
3			

- 事業者協力型自家用有償旅客運送の場合は、受託者において選任した者を記載し、協力欄に○印を記載するものとする。

(ウ) 運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

一般財団法人長春会

身体障害者	人 数	要介護認定者	人 数
6 級	0	要 介 護 1	3
5 級	0	要 介 護 2	0
4 級	1	要 介 護 3	0
3 級	0	要 介 護 4	0
2 級	0	要 介 護 5	0
1 級	0	合 計	3
合 計	1	要支援認定者	人 数
精神障害者	人 数	要 支 援 1	3
3 級	0	要 支 援 2	6
2 級	0	合 計	9
1 級	0	基本チェックリスト該当者	人 数
合 計	0		0
知的障害者	人 数	合 計	0
軽 度	22	その他の障害を有する者	人 数
中 度	0	肢 体 不 自 由	0
重 度	0	内 部 障 害	0
合 計	22	知的障害（認定者を除く）	0
		精神障害（認定者を除く）	0
		そ の 他	4
合 計	22	合 計	4
総合計			39

旅 客 の 名 簿

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称 一般財団法人長春会

番号	氏 名	住 所	年齢	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1			83	令和3年8月1日				○				
2			93	令和3年9月1日					○			
3			92	令和3年12月1日					○			
4			80	令和4年1月1日							○	
5			89	令和2年5月1日					○			
6			86	令和4年3月9日					○			
7			90	令和3年11月1日				○				
8			84	平成11年7月28日	○							
9			82	令和4年1月1日					○			
10			85	令和3年11月1日					○			
11			83	令和4年5月31日					○			
12			55								○	
13			66	令和4年1月1日					○			
14			81	令和4年8月1日							○	
15			83	令和4年7月1日					○			
16			87	令和4年6月1日				○				
17			89								○	
18												
19												
20												
21												
22												
				小計	1	0	0	3	9	0	4	

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

※備考欄に「身障●級等」を記入してください
 ※ 会員数に応じて、セル数を調整してください。

旅 客 の 名 簿

(福祉有償運送用)

自家用有償旅客運送者の名称 一般財団法人長春会

番号	氏 名	住 所	年齢	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
					イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1		船橋市	39				○					
2		船橋市	34				○					
3		船橋市	24				○					
4		船橋市	25				○					
5		船橋市	57				○					
6		習志野市	46				○					
7		船橋市	24				○					
8		船橋市	24				○					
9		船橋市	24				○					
10		船橋市	24				○					
11		習志野市	47				○					
12		船橋市	60				○					
13		船橋市	63				○					
14		船橋市	58				○					
15		船橋市	45				○					
16		船橋市	22				○					
17		鎌ヶ谷市	41				○					
18		習志野市	33				○					
19		船橋市	20				○					
20		船橋市	66				○					
21		船橋市	20				○					
22		船橋市	32				○					
				小計			22					

イ 身体障害者
 ロ 精神障害者
 ハ 知的障害者
 ニ 要介護認定者
 ホ 要支援認定者
 ヘ 基本チェックリスト該当者
 ト その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）

※備考欄に「身障●級等」を記入してください
 ※ 会員数に応じて、セル数を調整してください。



千運輸第203号

自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3の規定に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

関千福第171号

2. 登録の有効期間

令和7年6月7日 まで

3. 名称、住所、代表者氏名

(名称) 一般財団法人 長春会

(住所) 千葉県船橋市前原東一丁目16番1号

(代表者氏名) 川端 創

4. 自家用有償旅客運送の種別

福祉有償運送

5. 運送の区域

船橋市

令和4年6月8日

関東運輸局千葉運輸支局長



種別 ☐ 交通空白地 ☒ 福祉

自家用有償旅客運送輸送実績報告書(5 年度)

千葉 運輸支局 宛て

住 所 船橋市前原東一丁目16番1号

運送者名 一般財団法人長春会

代表者名 川端 創
(役職名及び氏名)

電話番号 047-409-4033

概況(令和6 年3月31日現在)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
自家用有償旅客運送自動車数	乗 台 車 (両)	0 両(0 両)	0 両(0 両)	両(両)
	車 い す 車 (両)	0 両(0 両)	0 両(0 両)	両(両)
	兼 用 車 (両)	0 両(0 両)	0 両(0 両)	両(両)
	回 転 シ ー ト 車 (両)	0 両(0 両)	0 両(0 両)	両(両)
	セ ダ ン 等 (両)	5 両(1 両)	0 両(0 両)	5 両(1 両)
	バ ス (両)	0 両	0 両	両
計 (両)		5 両(1 両)	0 両(0 両)	5 両(1 両)
路線(キロメートル)又は運送の区域	路線	km	km	km
	運送の区域	船橋市		
※留意点 旧区分で運用されている団体について、旧区分「ニ:その他」に該当する精神障害者、知的障害者、基本チェックリスト該当者の内訳がわからない場合は、対象者全てを新区分	福祉	新区分	(旧区分)	
		イ:身体障害者	(イ:身体障害者)	1 人
		ロ:精神障害者	(ロ:その他)欄へ記載	0 人
		ハ:知的障害者	(ハ:その他)欄へ記載	23 人
		ニ:要介護者	(ロ:要介護者)	3 人
		ホ:要支援者	(ハ:要支援者)	9 人
		ヘ:基本チェックリスト該当者	(ハ:その他)欄へ記載	0 人
		ト:その他	(ニ:その他)	4 人

輸送実績(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
走行キロ(キロメートル)		2,398 km	km	2,398 km
輸送人員(人)又は運送回数(回)	輸送人員	835 人	人	835 人
	運送回数	835 回	回	835 回
運送収入(千円)		509 千円	千円	509 千円

事故件数(前年4月1日から本年3月31日まで)

		管 轄 区 域 内 又 は 指 定 都 道 府 県 等 の 区 域 内		全 国
交通事故件数		0 件	件	件
重大事故件数		0 件	件	件
死者数		0 人	人	人
負傷者数		0 人	人	人

備考

- 種別の欄には、該当する事項を○で囲むこと。
- 管轄区域内又は指定都道府県等の区域内の欄については、運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域ごと又は指定都道府県等の区域ごとに、当該運輸監理部若しくは運輸支局の管轄区域内又は当該指定都道府県等の区域内の交通空白地有償運送又は福祉有償運送について、登録を受けた運送の事務所に配置されている自家用有償旅客運送自動車について
- 全国の欄にあっては登録を受けた全ての運送の区域における交通空白地有償運送又は福祉有償運送について記載すること。
- 自家用有償旅客運送自動車数の欄の()には、軽自動車数を記載すること。
- 運送する旅客の範囲及び回数については、福祉有償運送に係る道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号イからトまでに掲げる区分ごとの人数を記載すること。
- 輸送人員又は運送回数については、路線を定めて行う場合にあっては輸送人員を、運送の区域を定めて行う場合にあっては運送回数を記載すること。
- 交通事故とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
- 重大事故とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条の事故をいう。